

大和高田市土木工事における週休2日制適用工事 試行要領

1. 目的

本要領は、建設業の働き方改革を推進するため、週休2日制適用工事に関して、必要な事項を定めるものとする。

2. 対象工事

週休2日制適用工事の対象は、本市発注の土木工事のうち施工条件等を勘案し選定した工事とし、特記仕様書に明記するものとする。

3. 用語の定義

(1) 工事着手日

本要領における「工事着手日」は、工事開始日以降に実際の工事のための準備作業（現場事務所の設置又は測量等）に着手する日をいう。

(2) 完成通知日

本要領における「完成通知日」は、工事完成通知書の提出日をいう。

(3) 対象期間

本要領における「対象期間」は、工事着手日から完成通知日までの期間をいう（年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間を除く）。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が特記仕様書により事前に対象外としている内容に該当する期間は含まない。

(4) 現場閉所

本要領における「現場閉所」は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業並びに交通誘導警備業務を行う場合を除き、事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。雨天時等により現場閉所となった場合においても現場閉所として取り扱えるものとする。ただし、資材搬入、運搬業務等の作業を行う場合は、現場閉所とはならない。

(5) 週休2日

週休2日とは、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とするものである。1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とし、土曜日・日曜日及び祝日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定するものとする。代替日の閉所をもって、代替された土曜日・日曜日及び祝日が閉所されたものとみなす。また、夜間工事の場合の定義は、曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間、祝日からその翌日に跨ぐ夜間で現場閉所を行うことをいう。火曜日から木曜日の祝日は、同じ週の月曜日又は金曜日に振り替え可能とする。受注者の責によらず土曜日・日曜日及び祝日に施工を行わざるを得ない場合（悪天候の影響等により平日の大部分

が作業出来ない場合や地元調整で土曜日・日曜日及び祝日に作業が必要な場合など）は、事前に監督職員に通知した上で、土曜日・日曜日及び祝日に代わる現場閉所日（代替日）を指定するものとする。

4. 対象工事である旨等の明示

（１）発注者は、週休２日の対象工事を発注するにあたり、特記仕様書に週休２日の対象工事である旨を記載するものとする。

（２）工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、災害復旧や緊急対応等の受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定することができる。

（３）やむを得ず現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休２日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

5. 実施内容

週休２日の対象工事における実施内容は以下のとおりとする。

（１）受注者は、工事着手日までに週休２日を考慮した工程を検討し、その工程について発注者と協議を行うものとし、協議結果に基づき週休２日の実施の旨を施工計画書に記載するものとする。

（２）受注者は、週休２日の取得計画が確認できる施工計画書又は休日取得計画書（別紙２）（月単位を原則とする。以下「計画書」という。）を作成し、当初の月は工事着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までに監督職員に提出し確認を受けるものとする。

計画書では、対象期間内の土曜日・日曜日及び祝日はすべて休日とすることを原則とする。

（３）受注者は前号で定めた計画書に対する休日取得実績書（別紙３）等（以下「実績書」という。）の休日取得状況を確認できる資料を計画対象月の翌月に速やかに（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く）発注者に提出し確認を受けるものとする。

受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土曜日・日曜日及び祝日はすべて休日となるように務めるものとする。

（４）受注者は工事中、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に、週休２日の対象工事である旨を明示するものとする。（別紙４）

（５）受注者は、工事完成図書において次に掲げる書類を提示し、監督職員の確認を受けるものとする。

１）工事現場において週休２日の対象工事である旨を明示した（別紙４参照）ことがわかる写真等

6・アンケート調査及びヒアリングの実施

受注者は、発注者が週休２日制適用工事試行に関するアンケート調査及びヒアリングを実施する場合は、調査に協力し、アンケート調査においては完了検査日までにアンケートの回答を監督職員に提出するものとする。（様式Ａ参照）

附則

この要領は令和８年１０月１日から施行する。